

令和6年度医療的ケア児等の個別避難計画作成支援事業(案)

地域福祉課

1 目的

逃げ遅れゼロを目指すため、医療的ケア児等の個別避難計画作成を推進する。

2 事業内容

市町村が医療職の参画により医療的ケア児等の個別避難計画を作成した場合、市町村が負担する医療職の人件費相当を助成する。

3 補助額

1 計画につき、医療職 1 名が関わる場合は 13,500 円を上限とし、複数名が関わる場合は、27,000 円を上限とする。

4 補助率 10/10

5 補助対象

市町村が作成した医療的ケア児・者に係る個別避難計画。ただし、以下の項目を満たすものに限る。

- (1) 作成に医療職が関わること
- (2) 作成に関わった医療職に対して人件費相当分を支出すること

なお、医療的ケア児・者以外の個別避難計画作成をこの事業の対象としたい場合は、あらかじめ県に協議することとする。

「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰かくたん吸引その他の医療行為をいう。

「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう。

6 医療職

この事業において医療職は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師及び看護師の職にある者とする。

その他の職にある者を対象としたい場合は、あらかじめ県に協議することとする。

